

教えて！

海老名市災害対策基本条例&災害のいろいろ



Q「海老名市災害対策基本条例」に前文があるのはなぜですか

A 前文は、その条例制定の趣旨・目的・基本原則などを書いた文章です。制定理念を特に強調して伝える必要がある場合に置いています。本条例では、大規模な災害がいつ発生してもおかしくない状況の中でも自助・共助・公助が個別に、また、連携・協働して適切に機能することを重要視したことから前文を置いたものです。前文を置いた市の条例は、本条例のほかに4つあります。

Q「海老名市災害対策基本条例」はどこで見ることが出来ますか

A 市ホームページで公開しているほか、市役所1階情報公開コーナーでも閲覧できます。

Q「海老名市地域防災計画」との違いは何ですか

A 「海老名市災害対策基本条例」は、災害に関する基本理念および市民・事業者・市それぞれの役割と責務について規定したものです。「海老名市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、海老名市防災会議が作成したもので、市の防災対策を的確に実行するための計画です。市・市民・事業者・防災関係機関などが実施すべき事務や業務役割などを具体的に規定しています。

Q 事業者が行う帰宅困難者対策は何をすればいいのですか

A 大規模災害発生時、一般的に帰宅距離10キロ以内は全員帰宅可能とし、10キロを超えると帰宅困難者が現れ、これ以降1キロ距離が延びるごとに10割ずつ帰宅困難者が増加、20キロを超えると全員が帰宅困難になるといわれています。これらを

踏まえて、事業者の皆さんには混乱を避けるために、従業員の一斉帰宅抑制のほか、従業員が帰宅困難者にならない対策をあらかじめ講じておくようお願いしています。

Q 家庭ではどのような備えをしておけばいいですか

A 災害が発生したときの行動や、災害に備えて準備できることなどを記載した「海老名市防災ガイドブック」を全戸配布しています。常に目に付くところに置き、各家庭で備えの参考にしてください。また、同ブックに同封している安否確認フラッグは、災害発生時に家族の無事を周囲に知らせる目印に使用するものです。分かりやすい場所に保管しておいてください。



Q 災害が発生した場合どこに避難すればいいですか

A 市内には32カ所の避難所予定施設（5ページ参照）があります。もしもの時には、自分のいる場所から一番近い避難所予定施設に避難できるよう、平常時に同施設の場所を確認しておいてください。市が無料で提供している防災アプリをスマートフォンなどの端末にインストールしておくと、外出先からでも避難所予定施設などの情報を確認できるので便利です。ダウンロードは App Store または Google play からお願いします。



避難所マップ

避難所予定施設

避難を余儀なくされた方が一定の期間または一時的に生活をする施設

福祉避難所予定施設

避難所などでの生活が困難で福祉的支援が必要な方が、一定の期間または一時的に生活をする施設（発災初期期、すぐに開設するものではありません）

一時滞在所予定施設

帰宅困難者または駅滞留者を一時的に保護する施設

広域避難場所

大規模な火災などから身を守るために避難する場所

